

第三者評価結果報告書

総括	
対象事業所名	横浜市しろばら保育園
経営主体(法人等)	横浜市
対象サービス	保育分野
事業所住所	〒232-0033横浜市南区中村町4-270
設立年月日	昭和41年6月1日
評価実施期間	平成28年1月～28年3月
公表年月	平成28年6月
評価機関名	株式会社R-CORPORATION

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

【立地面での特色】

横浜市しろばら保育園（以下、しろばら保育園）は横浜市営地下鉄ブルーライン阪東橋から徒歩8～10分、川沿いの桜並木に沿って歩くと、広い開放感ある園庭が印象的であり、園庭の真ん中には大きな「やまもも」の木と季節の花々が咲き、豊かな自然に育まれる明るい園舎が印象的です。しろばら保育園が位置する辺りは、中村川流域を50年程前に整備され、文化施設を集結して再開発された地域です。近隣には地域活動ホーム「どんとこい・みなみ」、中村地区センターが点在し、中間に広い広場が設けられ、子どもたちの遊び場として活用し、安全な場所で子どもたちはのびのびと遊び、地域活動ホームの利用者、地区センターの利用者とも交流を図っています。また、しろばら保育園の隣は、横浜市立中村小学校や、中村特別支援学校があり、川を挟んで、横浜市立大学付属市民総合医療センターや、浦舟総合福祉施設や南区役所等もあり、南区民の官庁、医療、教育、文化の中心的地域となっています。

しろばら保育園は昭和41年に開園し、歴史と共に育まれた園であり、しろばら保育園の園名は、「誰からも愛される、親しみやすい名前を」との意見を汲み、市の花も「バラ」ということもあり、「しろばら保育園」の名前が付けられています。クラス構成は、1歳・2歳児21名、3歳児15名、4歳・5歳児34名、定員70名の中規模園です。園の特徴の1つとして、地域は国際色豊かな特性もあり、通園児も外国籍の家庭が比較的多く、幼児では多国語の挨拶を行っています。保育士は、外国籍の子どもに絵カードやボディランゲージでコミュニケーションを図り、他の子どもと中国の遊びを取り入れて理解を深め、身近に様々な文化に触れられる環境を生かして保育を進めています。

【横浜市しろばら保育園の保育の方針】

しろばら保育園の園目標は、「ともだちと元気いっぱい 笑顔いっぱい」を掲げ、「周りの誰からも愛され、認められ、幸せになること」、「自分が主体的に生きていけること」、「文化・家庭環境の違いを考慮して多文化共生を実現すること」を目指しています。特に、外国籍の保護者が比較的多いので、保護者と園が子育ての喜びを共有し、支え合える連携を大切にしています。この方針は地域の方についても同じ考えを持ち、園庭開放、一時保育等の子育て支援活動を通して、地域の方々とも「共生」を育んでいます。

【特に良いと思う点】

1. 多文化共生に前向きに取り組む保育の推進

しろばら保育園では、外国籍に係る園児は定員の30%（緊急一時保育含む）であり、外国籍の保護者、園児の対応について、園全体で多文化共生に積極的に取り組んでいます。日常の保育の中で、子どもたちに異文化、生活習慣の違いについて伝えることで、子ども同士も共生できるように育てています。多国籍化が進む日本社会の近未来の姿を先取りする形で、共生への課題やヒントに取り組む保育がこの園にはあります。子どもたちは自由遊び時間に誘い合って遊び、違いを認めつつ互いに補い、

価値観や背景の違う出逢いが成長となり、自然にコミュニケーションのすべを学んでいます。保護者に対しては、資料などにルビを付け、絵カードやボディランゲージ、トリオフォン（三者通話電話）の活用や、通訳の要請など、必要に応じて的確な手段で対応しています。さらに、外国語のパンフレットも作成し、南区役所とも連携を図りながら積極的に多文化共生を進めています。

2. 地域子育て支援の推進

しろばら保育園では、子育てに不安・悩みを抱える地域の家庭などを対象に、市立保育園の使命として対応に尽力しています。園庭開放を中心として、育児相談、育児講座を実施していますが、さらに地域性を考慮し、地域の親子のために週1回（水曜日）、園庭開放を行っています。園庭開放の利用者は多く、地域の子どもたちは利用日を楽しみにしています。しろばら保育園の園庭開放の曜日・時間に、隣の地区センターでも子育て支援活動を開催しており、園で開放時間を調整して地区センターへ回れるよう考慮するなど、近隣同士で地域の子育て支援を進めています。園庭開放時の利用者アンケートの結果では、夏のプール開放の希望が多く、実施を検討している状況です。また、育児不安や支援を要する事案は、保育園のみならず、地域の子育て家庭も視野に入れ、園庭開放時の育児相談や、育児講座の充実にも努めています。この分野に関して、重要性を増すものと考えられますので、益々、地域の為に貢献していかれることを期待しています。

3. 職員教育の充実

職員の育成に関する取り組みとして、横浜市の目標共有シート作成、チェックシートによる振り返りを行い、園長との面談を実施して質の向上に努めています。さらに、園庭開放時のアルバイト職員に対しても研修を行い、全職員の教育に努めています。また、公務員の責務として、近隣民間園との職員交流や、研修会の実施を進めており、保育園同士の交換研修など、積極的に推進しています。ビル内に位置する民間保育園と、しろばら保育園の園庭で交流を図り取り組みも行い、他園との協働を通して気付き・学びを得、園全体のスキルアップにつなげています。

評価領域ごとの特記事項

1. 人権の尊重

●保育理念は『子どもの健やかな成長と幸せを願って』であり、園目標は『ともだちと 元気いっぱい 笑顔いっぱい』とし、利用者本人を尊重し、子どもの人権を尊重した内容になっています。保育理念や基本方針、園目標は、玄関・事務所内・各保育室など、常に目にする場所に掲示し、職員に対しては園目標・保育姿勢を配布・確認し、カリキュラム会議の前に読み合わせを行い、理解を深めています。各クラスの保育のねらいは基本方針に沿って毎月定め、月間指導計画として作成して実践し、月末に反省と次月への反映につなげています。

●園では、子ども一人一人を大切に保育を心がけ、子どもの人格を尊重し、自尊心を傷つけることのないよう、言葉のかけ方や援助の仕方について考え、カリキュラム会議で、各クラスの様子を職員間で共有し、反省する機会を設けてより良い保育に努めています。子どもとの接し方では、職員は穏やかな声でわかりやすいような言葉で伝え、子どもの気持ちや発言を肯定的に受け止め、一の個として尊重しています。職員は、「保育士の心得チェックリスト」を活用して、自己を振り返る園内研修を行い、研鑽しています。

●個人情報の取り扱いや守秘義務については、「個人情報管理マニュアル」および「横浜市個人情報取扱ガイドライン」に沿って、定義・目的について全職員に周知し、マニュアル等は各クラスに設置しています。守秘義務についてはボランティアや実習生にもオリエンテーションで説明し、誓約書を提出してもらっています。個人情報の取り扱いについては、「保育園のご案内」に記載し、保護者に説明し、個人情報が含まれるお知らせは、「個人専用封筒」にて手渡しています。個人情報が記載されている文書は、基本的に持ち出しを禁止とし、事務室内の書庫に施錠し、保管し、事務室は必ず鍵をしています。

●性差に関する配慮では、遊びや行事での役割、持ち物や服装での区別や、グループ分けや整列も性別で分けをすることはしていません。出席簿は生年月日順

	<p>にしています。また、教材は子どもが好きな色を選択できるように配慮しています。子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的に捉えた話し方や表現をしないようにしています。</p>
<p>2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育課程は、保護者の就労状況や、外国籍の保護者や周囲の環境を考慮し、保育理念・保育方針と共に、年齢ごとに一貫するよう配慮し、養護・教育のねらいを掲げ、子どもの育ちの最善の利益を第一義に考えて作成しています。職員がいつでも見られる所（鍵付きのロッカー）に保管し、年度末に職員会議で周知および意見交換を行い、見直しの際は非常勤職員からも意見を聞き、改定後は全職員に配布して把握しています。保護者へは入園時、懇談会で、外国籍の保護者へも配慮し、漢字にルビを打ち、トリオフォン（三者通話電話）を活用するなど、工夫してわかりやすく説明しています。保育課程に基づき、年齢毎に年間指導計画を作成し、月間指導計画を立てて保育を実践しています。 ●3歳未満児については、子ども一人一人の状況に則して個別指導計画を作成し、支援の必要な子どもについては、月間指導計画の個別配慮欄を活用して経過を記録しています。障害児については、個別に指導計画を立案し、毎月の振り返りを行っています。中部地域療育センターと常に連携しながら、子どもの発達状況に合わせ、柔軟に目標・計画の見直しを行い、保育にあたっています。 ●保護者との情報交換は、担当が、早番、遅番の送迎時に直接、保護者に子どもの様子を伝えていきます。今年から遅番が始まり、ゆっくり保護者と話ができるようになりました。通常の伝言は、遅番にしっかり伝え、伝え漏れのないように担任との引き継ぎをしっかり行った上で、保護者に情報を伝えていきます。園生活の様子や活動内容は、1、2歳児クラスはホワイトボードと個人連絡ノートを活用して伝え、幼児クラスはクラスノートで保護者に伝えていきます。連絡帳の内容は、表現について複数の職員で確認し、適切に伝えるように努めています。また、保護者からQRコードでアドレスのみを登録したメーリングリストがあり、緊急時・緊急連絡に活用できる体制となっています。 ●園生活に関する情報は、毎月、園だよりを発行し、月により掲載内容を考慮して情報を伝えていきます。クラスだよりは年2回、給食だより（横浜市発行の「すくすく」等）を毎月、保健だよりは隔月に発行しています。園内での情報提供は、クラスノートには絵入りで伝え、行事や日常保育の子どもの様子は写真を掲示し、保護者がいつでも見られるようにして工夫し、外国籍の保護者にもわかりやすいよう伝えていきます。また、保育参加を促し、保育の様子を伝える機会をつくっています。
<p>3.サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新入園児の受け入れの際は、短縮保育（ならし保育）を行い、保護者の事情や子どもの様子に応じて短縮する場合もある等、臨機応変に対応し、保護者と信頼関係を築き、子どもが落ち着いて過ごせるように配慮しています。1歳児の新入児には、保育士をゆるやかな担当制にし、食事・午睡など一対一でかかわっています。在園児の配慮として、1歳児では必ず1人の担当が持ち上がりをするようにしています。保護者への連絡では、1、2歳児は連絡帳を使用し、自由記載部分で保護者との連携を密にするようにしています。今日の保育の様子は、幼児ではクラスノートを用い、絵入りで活動の様子や連絡事項について記載し、送迎時に見てもらい、口頭でも伝え、保護者との連携を図っています。送迎は園庭から直接入れるようになっています。 ●障害児保育のための環境整備では、玄関はスロープになっており、障害者用トイレも完備し、バリアフリーの環境を整えています。障害の特性を考慮した個別指導計画を立て、カリキュラム会議・乳児会議・幼児会議などで話し合っています。

す。関係機関との連携では、南区福祉保健センターこども家庭支援課のケースワーカー・保健師・横浜市中部地域療育センターとも必要に応じて相談・指導を受けられる体制を構築しています。医療機関や専門機関からの助言内容は、職員会議などで全職員に周知しています。職員は、障害児研修・中部地域療育センター実地研修などを受講し、研修後は研修報告を行い、情報を職員間で共有しています。障害児と他の子どもとのかかわりでは、衝立を活用して落ち着く場所を確保し、座る位置も考慮して、苦手なことはわかりやすく伝えて配慮しています。

●アレルギー疾患のある子どもの除去食対応では、主治医記入の「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に従い、調理員・担任保育士・園長で毎月1回、献立の検討会を行い、対応しています。さらに、横浜市こども青少年局発行「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の読み合わせを行い、全職員は必要な知識や情報を把握しています。当日の除去食はホワイトボードに記載し、誰もが確認できるようにし、給食時では、専用トレイ・台布巾・ラミネートされたネームカード（別色、名前、除去食品名）を使用し、確認して誤食がないよう徹底しています。

●文化が異なる子どもへの対応については、文化（言語・表現・食事）や生活習慣、考え方の違いを認め、尊重しています。しほら保育園では外国籍の子どもが比較的多く、自然に身近にさまざまな文化に触れられる環境があり、幼児では保育士と共に多国語の挨拶を行っています。また、外国籍の子どもには絵カードやボディランゲージでコミュニケーションを図り、文化や生活習慣の違いでは、中国の遊びを取り入れて理解を深めています。外国籍に係る保護者へは、配布物にルビを付け、日常の生活での伝言や子どもの様子については、母国語で簡単な文章にして伝えています。必要に応じてトリオフォン（三者通話電話）の活用や通訳ボランティアを依頼ができる体制にあります。

●保護者からの苦情などに関して、入園時配布の「保育園のご案内」、「保育園のしおり」に、苦情解決の第三者委員制度を記載し、第三者委員名・連絡先を明示しています。第三者委員（現在の民生委員）は保護者が集まる行事に招待し、保護者へ紹介しています。苦情解決責任者および苦情解決受付者は、園長が担当しています。保護者から要望や苦情が言いやすいよう、玄関に意見箱を設置し、行事後には保護者アンケートを行っています。アンケートは外国籍に係る保護者を考慮して、「YES」「NO」で答えられる質問内容にし、回答の公表に関して「良い」「悪い」欄を設けて配慮し、集計結果は知らせています。また、意見を表明するのが困難な保護者には、早番・遅番時を活用して声掛けを行い、コミュニケーションを図るよう努めています。子どもに対しては、日常の様子を把握し、態度や表情から意向を汲み取るように努めています。

●感染症等について、登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応は「感染症マニュアル」に明記しています。保護者へは入園時に、完治後の登園には医師の「登園許可証」または保護者の「登園届」の提出が必要であることを伝えています。保育中に発症した場合は、速やかに保護者に連絡し、お迎えまで事務室で個別対応しています。感染症が発生した場合は、即日、全クラスに掲示して保護者に周知し、連絡ノート、クラスノート、口頭でも伝え、対処方法について保護者に知らせ、園では感染症の蔓延に注意しています。保護者に対し、横浜市こども青少年局保育運営課発行の保健だより「すくすく」や、「感染症に気をつけよう」、「耳より情報」で健康や病気に関する情報を提供しています。

●外部からの侵入に対して、「不審者対応マニュアル」に沿い、不審者侵入を想定した不審者対策訓練を実施しています。園の門扉は二重構造で、奥の入口は24時間電子錠になっており、閉園後は警備会社に警備を委託しています。保育時は常にセキュリティ専用端末を身に付けています。午睡時は、保育室の出入り口を施錠しています。園では、不審者侵入があった場合、通報時の言葉を定め、職員

	<p>間で合言葉を定め、緊急通報体制を整えています。不審者情報は、主に南区役所から配信され、警察からは「ピーガルくん」の案内が入り、近隣からも情報をいただいています。</p>
<p>4.地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の子育て支援サービスのニーズを把握する取り組みでは、地域子育て支援活動を通して把握に努めています。また、育児講座や交流保育でのアンケートを通して要望を吸い上げています。南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」が主催する子育てネット会議に園長が出席して情報・ニーズを収集しています。地域のスタンプラリーの催しでは、地域の親子が子育て支援活動に参加するとスタンプがもらえる施設として、しろばら保育園が登録されています。また、毎月、行政区園長会の「育児支援会議」に出席し、区内の育児支援ニーズなどを検討しています。また、南区内の「赤ちゃん学級」に保育士を派遣して育児相談を受けています。 ●地域住民に対する園の情報提供については、子育て支援活動の案内を配布して情報提供し、地区センター、地域ケアプラザ、区役所にも案内を置いています。育児支援事業は、年度末に見直し、参加人数の増員や実施方法の見直しおよび変更を行っています。育児相談は、担当者を定め、利用者の要望に応じて日程は柔軟に対応していますが、今後、電話での相談受け付けにも対応できるよう職員のカウンセリング対応を強化していく予定でいます。育児支援のお知らせや保育園情報は、南区子育て情報サイト、広報よこはま南区版に詳細に掲載され、分かりやすく情報が提供されています。 ●地域への園の理解促進のための取り組みとして、行事（運動会）に地域の方々を招待し、園の取り組みや子どもの様子を見てもらう機会を設けています。近隣の小学校とは日常的な交流があり、地域の障害者施設や学校と共催のイベント（レインボーフェスタ）で運動会を実施し、連携を積極的に図っています。職業体験の生徒が園に見学に来ています。町内会の運動会には園長が参加し、園の夏祭りでは地域の方を招き、普段から良好な関係を構築し、地域とのつながりを深めています。地域の親子に向けた絵本の貸し出しや、子育て情報を記載した保育園便りを発行しています。 ●ボランティアの受け入れでは、ボランティアセンターのホームページに情報を掲載し、受け入れ体制を整え、保育士の資格を保有した園庭開放時のボランティアや、地域の中学校・高校の体験学習などを受け入れています。「ボランティア受け入れのためのマニュアル」を整備し、事前にオリエンテーションを行い、保育方針・心得・留意事項の理解を促しています。子ども、保護者には、園長から説明し、理解を示してもらっています。終了後は、感想や意見を聞いて、保育の参考にしています。
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●園のサービス内容・保育方針などの情報提供は、南区のホームページに情報を開示し、南区主催のイベントではコーナーを設けて必要な情報を提供しています。園のパンフレットは見学者や来園者、散歩時に地域の親子に渡しています。また、地域子育て支援拠点のホームページにも情報を提供しています。入園のしおりには、保育の内容などの情報を記載し、保育料については「横浜市保育所入所案内」に記載されています。 ●職員の守るべき規範は、「横浜市職員倫理規程」・「横浜市職員行動基準」・「全国保育士会倫理綱領」に明文化され、職員研修で公務員として守るべき倫理の研修を受講しています。職員は、児童憲章をマニュアルの中にファイルし、いつでも確認できるようにしています。予算や運営状況は、横浜市や南区の広報に、主要事業が毎年公開されており、誰もが知ることができます。南区運営方針もホー

ムページで公開しています。コンプライアンス事例研修を通し、職員は守るべき規範について再確認しています。

●環境整備では、各クラスに分別用のゴミ箱を設置し、ゴミ分別を子どもと共に積極的に実施しています。子どもたちに「物を大切にすること」を、絵本やダンスなどからわかりやすく伝えています。省エネ対策としては、各クラスに節電・節水を掲示し、コピー紙の裏紙の使用や、エアコンの設定温度などに注意を促し、また、コンポストを活用して、ゴミ減量とエコ化に取り組んでいます。緑化推進では、花の苗を園庭のプランターや花壇に植え、栽培を楽しみながら緑化をすすめています。また、夏は、ゴーヤのグリーンカーテン、遮光ネットで工夫し、たらいの水を再利用しています。園では「ISO14001」を取得しており、全体でヨコハマ3R夢プランの具現化に取り組み、子どもたちには、3R夢キャラクターの「ミーオちゃん・イーオくん」に来てもらい、3R夢について話しを聞いています。

●関係機関、団体などから園運営に関する最新の情報を得て、重要な情報は園長が会議の場で職員に周知しています。運営面での重要な改善課題として、取り組む課題を限られた職員体制の中で検討・改善に向けた話し合いを行い、全職員での保育のベクトル合わせにより、会議で時間・進捗管理を検討して取り組んでいます。

6.職員の資質向上の促進

●実習生の受け入れでは、「実習生受け入れマニュアル」により、事前オリエンテーションを行い、受け入れ担当は主任保育士とし、保育方針・心得・留意事項の理解を促しています。受け入れにあたっては、職員の共通確認を行い、子どもたちに伝えると共に保護者には園だよりなどで知らせています。受け入れ記録には実習に関する一覧表を作成し、実習では、目的とその方法について事前に話し合い、実習が効果的に行われるようにプログラムを工夫しています。園長は、一覧表を基に、実習生の様子を把握して援助につなげています。日々、担当保育士と振り返り、最終日には反省会を行い、意見交換を行い、保育の参考にしています。

●人材構成については、経験年数・人材育成を考慮して必要な人材を確保し、欠員が生じた場合は、速やかにアルバイト職員を補充しています。「横浜市こども青少年局保育士育成ビジョン」（市の職Ⅰ～Ⅲ育成計画）に基づき、園としての研修計画を作成し、人材育成を行っています。正規職員は人事考課制度があり、「目標共有シート」により各自の目標を設定し、園長と振り返り、面談を実施し、達成状況や反省を確認して次の課題につなげ、資質向上を図っています。

●職員、非常勤職員の研修体制については、横浜市や南区が行う年間研修予定を基に、経験年数や役割に応じた知識・技術を身につけることを目的とし、各職員のニーズ・資質を考慮し、研修を計画し、職員は研修手帳で計画的に受講しています。アルバイト職員も研修に参加できるよう配慮し、資質向上を目指しています。研修報告については、報告書を作成し、研修資料と共に回覧し、情報の共有化を図っています。

●「横浜市人材育成ビジョン」、「保育士人材育成ビジョン」には、経験・能力・職位に応じた役割が期待水準として明文化されています。保育業務、行事業務などの担当を決め、各自責任を持って対応できるようにしています。緊急の場合は、予想される行動を綿密に計画した後、対応し、最終責任は園長が負っています。職員からの業務改善提案はいつでも受け付け、子どもの最善の利益を第一義とした上で実践に移しています。「保育所の自己評価」の中でも意見を吸い上げています。園長は、年数回、全職員と面談し、個々の年間目標の達成度と併せて職員の満足度についても把握しています。

